



障害を理由とする差別の解消にむけた

合理的配慮の実施を支援します！

(筆談ボードの購入，コミュニケーション支援ボードの作成，折り畳み式スロープの購入，スロープの設置，点字ブロック敷設 など)

水戸市では，障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い，お互い一人一人を尊重し合って安心して暮らすことができる地域社会づくりを目的として，障害のある人等に必要かつ合理的な配慮を事業者等が行う際にかかる費用を補助します。

1 制度を利用できる事業者等

水戸市内で，飲食，物販，医療など，不特定多数の人が利用し，障害のある方等の利用が見込まれる事業を営む事務所や事業所などがある事業者等

2 補助の対象になるものと内容

障害のある方に対して必要かつ合理的な配慮を簡単に行うことができるようにするためのもので，以下のものが対象となります。

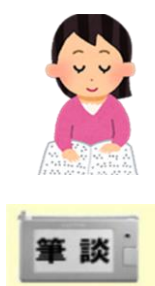
※ 他の用途に使用できるものは除きます。

補助率 100%
補助上限額 5万円
(基準額 5万円)

補助率 50%
補助上限額 10万円
(基準額 20万円)

コミュニケーションツールの 購入・作成

- 筆談ボード
- 点字メニュー
- チラシの音訳
- コミュニケーション支援ボード
など



利用環境の向上を目的とする 工事の施工，物品の購入

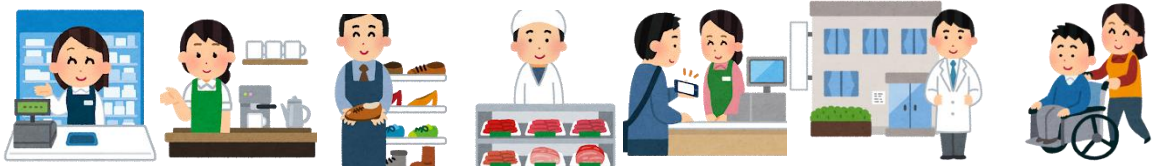
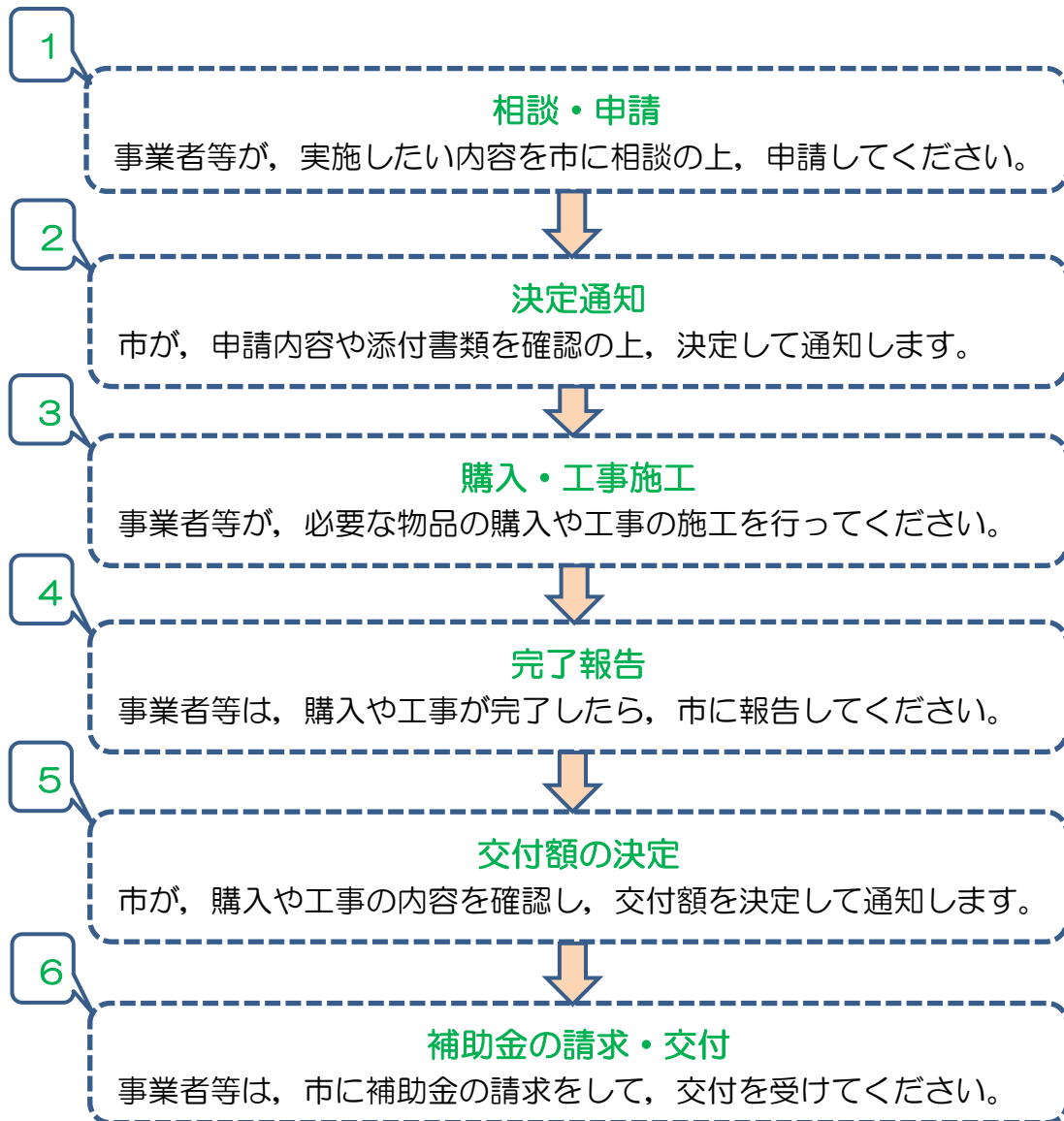
- スロープの設置
- 点字ブロックの敷設
- 折り畳み式スロープの購入 など



読み書きを補助する用品の購入

- 拡大読書器の購入 など

3 制度利用の流れ



ヘルプマーク 義手義足や人工関節を使用している方、
心臓疾患などの内部障害や難病の方、
または、発達障害の方など、援助や配慮を
必要としていることが外見からは分ら
ない方がいます。



そうした方々が、周囲の方に配慮を必要
としていることを知らせることで、合理的
配慮が得やすくなるよう「ヘルプマーク」
の普及に取り組んでいます。

【お問い合わせ先】

〒310-8610
水戸市中央1-4-1
水戸市保健福祉部障害福祉課
電話：029-232-9173
FAX：029-221-4447